

最判昭和 30 年 5 月 31 日民集 9 卷 6 号 811 頁

約束手形金請求事件

昭和二八年（オ）第五〇九号

同三〇年五月三十一日最高裁第三小法廷判決

【上告人】 被控訴人 原告 木村静吾 代理人 熊谷正治

【被上告人】 控訴人 被告 有限会社 堀口木材工業所

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告人代理人熊谷正治の上告理由は別紙添付理由書記載のとおりである。

同第五点及び第六点について。

論旨は、原判決は手形法七十七条一項及び一七条但書の解釈を誤っており、大審院判決の趣旨にも反すると主張するが、原審の認定したところによれば、本件手形は被上告人が訴外渡辺堅三に対する木材売買代金債務の支払確保のため、同人に対し交付したものであるが、上告人は右売買が渡辺の不履行により結局解消されるに至るべきことを熟知しながら、敢えて渡辺より右手形の裏書譲渡を受けたという趣旨に帰着すること明白であり、原審挙示の証拠によれば右認定は首肯することができる。そして右事実関係によれば、上告人の本件手形の取得は、手形法七十七条一項、一七条但書の場合に該当するものと解するのが相当である。論旨引用の判例は本件と事実関係を異にし適切でない。されば論旨は理由がない。

その他の論旨は、すべて「最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律」（昭和二五年五月四日法律一三八号）一号乃至三号のいずれにも該当せず、同法にいわゆる「法令の解釈に関する重要な主張を含む」ものと認められない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致で、主文のとおり判決する。

（裁判長裁判官 島保 裁判官 河村又介 裁判官 本村善太郎）

上告代理人熊谷正治の上告理由

第一点 原判決理由中「本件手形の裏書を禁ずる旨を断つた上に振出したものであること

が認められる」(四枚目表十行中段以下)とある。亦一方「その入手資金につき本件手形を割引いて貰って他から金融を得るほかに方法がない事情にあり、そして売主に三万円程送れば現物が入手できるから、その余の二万円は被控訴人に負っている債務の弁済に当ててもよい旨申し陳べてその割引方の奔走を依頼したものなる事実が認められる。……本件手形が現金化されなければ右訴外人の控訴人に対する前記売買契約の不履行を招来することは必然の成行であり云々」(五枚目表三行以下)とある。原判決は前者のように裏書禁止の事実を認定しながら、後者のようにその手形の現金化する事情にあつたと認定することは、論理の法則上著しく矛盾する。

第二点 右のように原判決の認定に立つたとする。訴外人渡辺堅三が被上告人から本件手形取得当時は、裏書禁止されているから、その手形を以て資金化することはあり得ない筈である。偶★訴外人が右契約に反しその手形を利用し資金の調達を計ろうとするも被上告人が予測しない所である。それ故右資金化が出来ないため該売買契約が不成立に終つたことを以て被上告人が直接抗弁とすることは著しく法令の適用を誤つたことになる。

第三点 原判決理由中「そして売主に三万円程送れば現物が入手できるからその余の二万円は被控訴人に負っている債務の弁済に当ててもよい旨申し陳べてその割引方の奔走を依頼したものなる事実が認められる」(五枚目表四行下段以下)とある。然しその認定方法は吾々経験上の法則に著しく反する。何となれば額面五万円の本件手形は振出の時昭和二十七年二月二十八日、満期は同年四月十日、割引奔走は同年三月初旬である。本件手形のように信用程度の低い個人振出手形の割引料は非常に高額で、一箇月一割五分乃至二割が標準である。二箇月に渉る本件手形のような場合、三割乃至四割の、即ち一万五千元乃至二万円の割引料を取られるから、手取り三万円乃至三万五千元である。上告人が僅かの入金や零であることを知りつつ何故割引に奔走する必要があるのか。亦訴外人が何を好んで借りのある上告人を選んで割引を依頼するだろうか。本件手形の割引や裏書は上告人えの借財が主題としたことが伺われる。

第四点 本件手形の受取人である訴外人渡辺堅三は、本件手形交付について詐欺罪に問われ実刑が確定し、服役中である。被害者は被上告人である(記録一〇九丁表三項六行目以下)。若し本件手形について被上告人に何等の責任がないとすれば、右訴外人は無罪となる筈である。それ故原判決は法令解釈に著しく一貫性を欠き且つ確定判決を無視したことになる。

第五点 原判決は手形法第七十七条一項及第十七条但書の解釈を著しく誤っているそしりを免れない。又原判決認定事実によれば訴外人が上告人に対し「そして売主に三万円程送れば現物が入手できるから、その余の二万円は被控訴人に負っている債務の弁済に当ててもよい旨申述べた」とある。訴外人は上告人に対しその売買契約の内容である氏名、数量、金額、場所、履行の日時を外廊だけでも洩していない。殊に木材取引業者として金三万円程度の金員は少額に属すばかりでなく、幾等でも融通できなくてはならない。数取引は混然一企業を形成し、権利も義務もその中に包括さるべきである。仮りに本件手形で三万円

の融資を得たりとするも、必ずしも該売買契約に振向けると限らないのは業者の常である。右のような吾々の日常生活を無視して、一取引のみ抽出して論議する原判決は正当でない。

第六点 原判決は大審院判決（昭和十六年八月二十六日民五部昭和十五年（オ）第三八九号為替手形金請求事件民集二〇卷一八号一一二五号）の趣旨にも反する。原判決認定程度で上告人が、被上告人と訴外人との売買契約や、訴外人と第三者との売買契約を認識し、その何れの契約も阻害する意思であつたと云うことは出来ない。依て原判決は破棄せらるべきである。